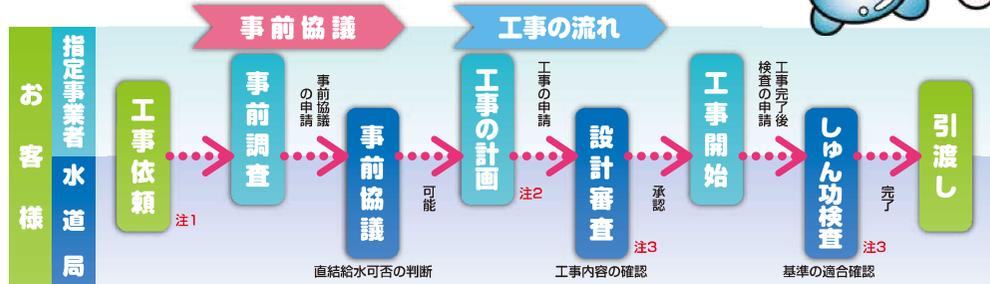
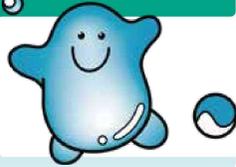


直結給水を実施するために必要なポイント

直結方式をおこなうためには？

水道局と事前協議が必要です！

水圧や建物規模・用途などの条件により、直結給水ができない場合もありますので、建築計画・設計前に必ず水道局と事前協議をおこなって下さい。



注1 工事費などはお客様の負担となりますので、事前に複数の業者から見積りを取る等の検討をおこない、十分納得した上で依頼して下さい。
 注2 新設工事や受水槽方式から直結方式への切替えを行う際に必要な工事施工前の届出の手続き及び工事の施工は、指定給水装置工事業者でなければなりません。
 注3 工事費のほか水道局による審査・検査に係る手数料等が必要となりますが、既存建物における受水槽方式から直結方式への切替えについては、免除となる場合があります。

直結方式の主な技術基準

中高層建物の直結給水のポイント

- 該当する地域の配水管水圧(提供水圧)を用いて、水理計算上成り立つこと。
- 集合住宅の各戸メーターは、パイプシャフト内にメーターユニットを設置すること。
- 水道メーターは直読式メーターとし、戸別検針方式とすること。
- パイプシャフト内の立上り管の最上部に吸排気弁を設置すること。
- パイプシャフト内の給水装置には、十分な防寒対策を講じること。

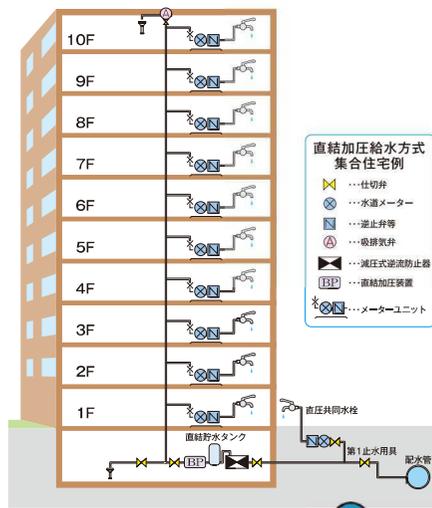
直結直圧方式のポイント

- 直結直圧給水に必要な提供水圧は次のとおりです。(標準値) 4階:0.25MPa、5階:0.30MPa

直結加圧方式のポイント

- 非常・故障時用の直圧共同水栓を設置すること。
- 直結加圧装置(プースターポンプ)は点検が可能で、維持管理上十分なスペースを確保すること。

【直結加圧方式概念図】



■ 水道局給水部給水装置課の下記担当までお問い合わせ下さい
 札幌市中央区大通東11丁目23番地 水道局本局庁舎2F

- 直結給水について
審査係 ☎(011)211-7081
- 貯水槽水道の管理について
給水保全係 ☎(011)211-7055

詳しくは、ホームページ掲載の「給水装置工事設計施工指針」を参照して下さい。

札幌水道 指針

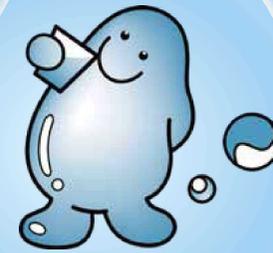
検索



SAPPORO

おいしい水道水を飲もう

中高層建物の給水方式について



直結方式

中高層建物でも直結給水できます！

直結方式の対象建物

集合住宅・事務所ビルおよびこれらの併用ビル

直結方式とは

戸建住宅だけではなく、中高層の建物でも配水管から直接「安全でおいしい水」を給水する方式です。

直結方式は2種類あります！

直結直圧方式

配水管の水圧のみを利用して直結給水します。5階程度までの建物を対象としています。

直結加圧方式

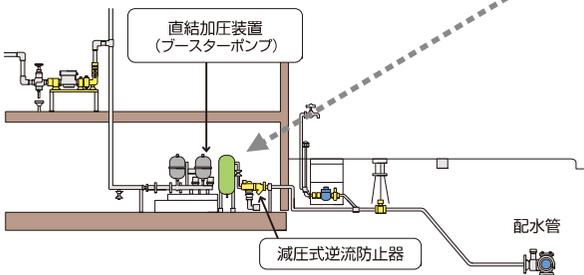
配水管の水圧の不足分を直結加圧装置（プースターポンプ）を取り付けて補い、より高層階へ直結給水します。10階程度までの建物を対象としています。

直結方式の特徴は？

- 配水管と同じ水質の水道水を利用できます。
- 受水槽が不要となるため、設置スペース・維持管理費等が節約できます。
- 配水管の水圧を有効利用できますので、直結加圧方式でも受水槽方式より電気代が割安となります。

お客様による管理が必要です！！

安全においしい水を給水するためには適切な管理が必要であり、給水装置の管理、設置後の運転費、定期点検費などは、所有者の負担となります。本市では、直結加圧方式の直結加圧装置（減圧式逆流防止器含む）について、1年以内ごとに1回の定期点検を義務付けしています。



※その他の給水装置についても適切な管理が必要です。

中高層建物の給水方式には、大きく分けて直結方式と受水槽方式の2つがあり、お客様により選択できます。使用目的、業種、建物の階高などによって向き不向きがありますので十分考慮して選択してください。

受水槽方式

受水槽方式に適した建物は？

受水槽方式の対象建物

- 一時的に多量の水を必要とする建物（大型ホテル・大型ビルなど）
- 常時水を必要とする建物で断水時に影響が大きい施設（病院・学校・飲食店ビルなど）
- 毒物・薬品等危険な物質を取り扱う施設

受水槽方式とは

建物（敷地）内に設置されている受水槽や高置水槽などで、いったん水道水を受けてから各戸へ給水する方式です。受水槽方式に係わる設備を総称して貯水槽水道といいます。

貯水槽水道は2種類あります！

貯水槽水道

簡易専用水道

受水槽の有効容量が10mを超えるもの。

小規模貯水槽水道

受水槽の有効容量が10m以下のもの。

受水槽方式の特徴は？

- 事故や災害などでの断水時でも貯めている水を利用できます。
- 一時的に多量の水を利用する施設に適しています。

お客様による管理が必要です！！

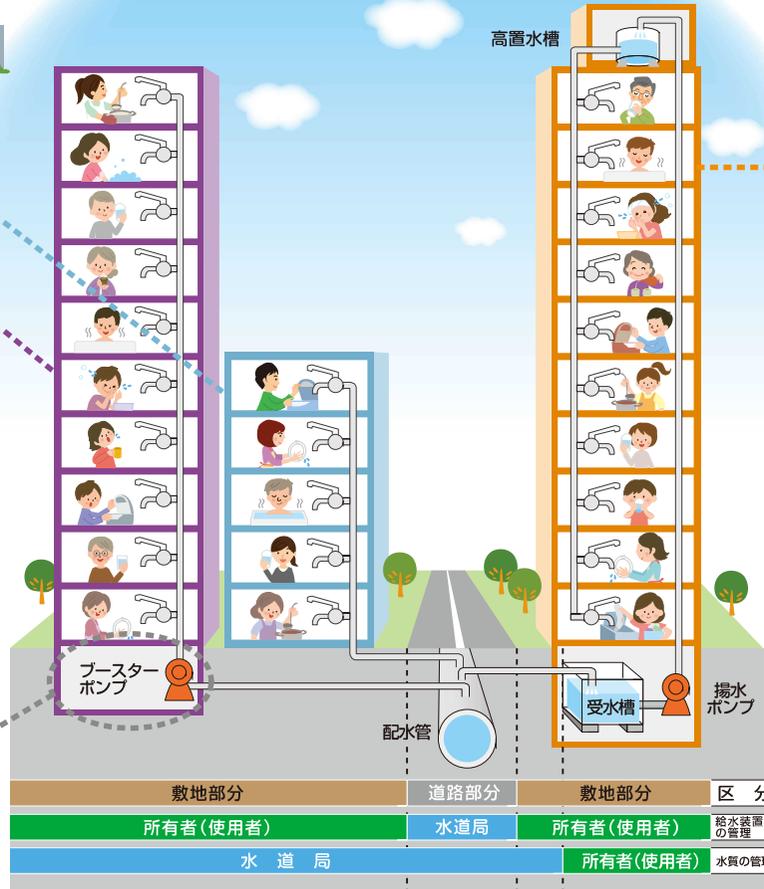
貯水槽水道の受水槽や高置水槽内の水質の低下を防止するためにも、定期的な点検や水質検査、清掃などの衛生管理が必要です。

管理方法

- 水槽の清掃
- 水質検査
- 維持管理状況の検査



※簡易専用水道については、法律により検査が義務付けられています。



※配水管の分岐部分から直結して取り付けである蛇口などの給水装置は、所有者の財産（水道局貸与品の水道メーター以外）であり、これに係わる費用は所有者の負担となります。

受水槽方式から直結方式への切替もできます。直結方式をおこなうために必要な基準がありますので裏面をご確認下さい。